

平成24年第1回南三陸町議会臨時会会議録

平成24年1月18日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤 広志
上席主幹兼 総務係長兼 議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成24年1月18日(水曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第 1 号 工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第 2 号 財産の取得について
 - 第 7 議案第 3 号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

昨年は3月11日の巨大地震、巨大津波によりまして、当町は壊滅的な被害を受けましたけれども、震災後10カ月が過ぎました。大分震災後の生活にもなれてきましたけれども、これから寒さがますます厳しくなりますので、議員の諸君それから執行部の皆さん、健康に留意しまして復旧・復興にご尽力をいただきたいと思います。

それでは職員紹介を行いたいと思います。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、組織機構の改変に伴いまして、1月1日付の人事異動で議場の管理職にも異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

復興企画課長三浦清隆、前職でございますが危機管理課長です。復興事業推進課長及川明、前職は震災復興推進課長です。危機管理課長佐々木三郎、前職は産業振興課（農林行政担当）参事兼農業委員会事務局長です。産業振興課（農林行政担当）参事兼農業委員会事務局長高橋一清、前職は保健福祉課課長補佐でございます。以上で紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） 以上で職員の紹介を終わります。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回南三陸町臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番佐藤宣明君、4番阿部 建君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成24年第1回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

平成24年の第1回目の議会でありますので、私から年頭に当たり町政運営に関する所信の一端を申し上げさせていただきたいと存じます。

昨年3月11日に発生をいたしました東日本大震災からはや10カ月が経過をいたしました。大震災発災当初、多くの瓦れきに埋もれ、まさに壊滅状態にあった町は、自衛隊を初めとした関係機関や団体、そして町内外の多くの皆様方のご尽力により、現在に至るまで復旧が進められております。これまで力の限りを尽くし復旧業務に当たっていただいております方々に対し、改めて敬意と感謝を申し上げますとともに、今後の町の復興に際しましても、さらなるご尽力を賜りますようお願いを申し上げさせていただきたいと思っております。

さて、本年は大震災からの復興に向けてまい進していくスタートの年であります。町としては、ことしを「復興元年」と位置づけまして、総力を挙げて大震災からの復興に取り組んでいく所存でございます。

昨年12月定例会において議決を賜りましたとおり、震災からの復興を加速するために必要な組織として、既に復興企画課並びに復興事業推進課を新設いたしており、またそれに伴い1月1日付で職員の異動の発令を行っております。

なお、今後の復興に関する業務量を想定したときに不足するマンパワーにつきましては、全国の自治体からの人的支援をいただきながら、4月1日を目途に充実させていくことといた

しております。

昨年の後半から、仮設魚市場の建設、あるいは仮設商店街の立ち上げなど町の産業復興の兆しも見えてきております。町といたしましては、昨年12月26日に庁議において決定いたしました「南三陸町震災復興計画」を早期に具現化することで、震災前よりも活気に満ちた南三陸町を創造してまいりたいと考えておりますので、本年におきましても引き続き議員各位の特段のご理解とご協力をお願いを申し上げさせていただきますと思います。

次に、平成23年第14回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、土地に係る寄附の採納について御報告をさせていただきます。昨年12月、大震災からの復興にお役立ていただきたいとして、1法人、1個人から、それぞれ土地に係る寄附採納願いが提出されており、町としてこれを採納いたしております。

その内容といたしましては、仙台市に本社を置く東北緑化環境保全株式会社様から本町志津川字蛇王地内に所有する土地81万3,263平方メートル（81.3263ヘクタール）について、これを町に寄附したいとの願い出を、また長野県の本城慎之介様からは、本町戸倉字沖田外地内に所有する土地106万8,140平方メートル（106.814ヘクタール）について、同様にこれを町に寄附したいとの願い出をいただきました。町といたしましては、これらの寄附について願い出をされた方のご意向を踏まえ、今後の町の復興に有効に活用させていただきたいと考え、これを採納させていただいたところであります。ご寄附を賜りました東北緑化環境保全株式会社様並びに本城慎之介様に対し、心より感謝と御礼を申し上げます。

なお、細部につきましては、この後、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

次に、「今後の移転先と住まいに関する意向調査」の実施状況についてご報告を申し上げます。

この意向調査は、集団移転などの事業計画や災害公営住宅の供給計画を策定するための基礎資料とすることを目的として、昨年12月5日から実施したものであります。

今月12日までににおける調査票の回収率は、66.6%となっており、そのうち津波により被災した世帯からの回収率は、72.9%という状況であります。現時点における調査票の集計状況につきましては、この後、担当課長からご説明を申し上げますが、今後早急に調査結果の分析を行い、移転場所などについて地域との合意形成を図りながら事業計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、「平成23年度地域づくり総務大臣表彰」における大賞受賞決定について、ご報告を申

し上げます。この表彰は、全国各地で、それぞれの地域をよりよくしようと頑張る団体や個人を表彰することにより、地域づくりへの情熱や思いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的として、昭和58年度に創設された制度であります。このたび我が南三陸町が大賞を受賞するに当たって評価された点は、被災地の中でも被害が大きかった本町が自立する努力をしていること、また観光や漁業を中心としたまちづくりを住民主体で行い成果を上げていること、そして被災地でありながら、「被災地学習プログラム」などを実施し、全国から防災学習の拠点として注目をされていることなどとお聞きいたしております。今回の受賞者は町となっておりますが、この大賞は、甚大な被害を受けながらも復興に向けて頑張っている町民皆様方全員が受賞されたものであると思っております。これまでの皆様方の活動に敬意を表しますとともに、今後においても町の復興に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げさせていただきます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、寄附の受納に係る細部につきましてご説明をさせていただきます。お手元に第1回臨時会の行政報告関係参考資料というものがございますのでよろしくお願ひします。

1ページでございますが、縦長に図面が入っておりますけれども、最初に東北緑化環境株式会社からの寄附につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に場所でございますけれども、右下のほうに細浦地区の住宅図がございます。歌津方面からまいりますと、国道細浦のところにJRの陸橋がございますが、それを通過しまして200メートルくらいの右側の山林ということで、この黄色いマーカーをした場所でございます。先ほど申し上げましたように、面積については81.3ヘクタール。寄附者でございますが、仙台市青葉区本町二丁目5番1号 東北緑化環境保全株式会社でございます。

次の2ページは、公図でございます。公図の写しでございます。同じく黄色い部分が寄附された土地でございます。

なお、右下のほうに国道45号も黄色くなってございますが、これはこの部分は含みません。国道45号はこのように通っているということでご理解をいただきたいと思ひます。

それから、3ページ目、東北緑化環境保全株式会社のパンフレットと申しますか、コピーをさせていただきます。会社案内ということでございます。3ページの裏面をお開きいただきたいのですが、会社概要というものがございます。左の上のほうでございますが、称号い

わゆる会社名でございますが、東北緑化環境保全株式会社、取締役社長は村田猛さんでございます。設立月日、資本金、従業員数、売上高等につきましては記載のとおりでございます。

なお、本会社の業務でございますが、造園土木、それから測定分析、それから環境アセス等の環境調査のコンサルが主な業務内容でございます。

続きまして、本城慎之介様から寄附をいただきました戸倉地区の公図でございますが、場所については前々から報告をさせていただいておりますので、改めて公図に着色をしてお手元に資料として配付をさせていただいております。右下のほうに記載してございますが、寄附採納物件ということで戸倉字沖田37番3外62筆ということで、総面積、ヘクタールで申し上げますと106.8ヘクタールでございます。寄附者につきましては、長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2979番地14、本城慎之介様でございます。

以上で行政報告に係る細部説明をさせていただきました。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、行政報告関係資料の5ページ目をごらんいただきたいと思っております。

「今後の移転先と住まいに関する意向調査」の中間集計状況についてご説明をさせていただきます。

調査期間につきましては記載のとおりでございますが、1月12日までに到着した分で集計を行っております。

調査対象につきましても記載のとおりでございますが、5世帯以上が津波被害を受けた行政区の対象者が4,315世帯となっております。うち実質半壊以上の津波被害を受けました対象世帯につきましては3,096世帯となっております。それぞれの回答状況は③に記載されているとおりでございます。

次に、集計の中間の概要でございますが、「被災して町外に移転または移転を予定している方」が17.7%でございます。そして「町が整備する高台へ移転する」と回答している方が22.7%、「町が整備する高台へは移転せずに個人で移転する、またはわからない、検討中である」と答えた方が25.4%となっております。資料のグラフにつきましては、地域ごとにもお示しをさせていただきますが、地域ごとに傾向を見ますと、戸倉地区におきましてはほかの地区と比較いたしますと、町が整備する高台へ移転、いわゆる集団移転への意向が強いようでございます。

一方、志津川地区におきましては、町外に移転または移転を予定している、あるいは災害公

営住宅への入居の傾向が高くなっているようでございます。

歌津地区におきましては、町外への移転意向、公営住宅への入居意向が他の地区と比べますと低い傾向となっております。

最後に、その他のところに記載してございますが、この時点で未回答だった世帯につきましては、1月13日に再度協力依頼の通知を送付してございます。20日をもって最終的には締め切りとさせていただいて、最終集計、そして詳細の分析を急ぎたいと考えてございます。あわせまして、「検討中」と答えた世帯につきましては、個別に確認をする作業も並行して進めている状況でございます。

以上が細部説明でございます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

行政報告に対し、伺いたいことがあれば伺ってください。

午前10時16分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）
ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。
以上で行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、仮設魚市場に設置する流動海水氷製氷施設設置工事の工事請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 細部説明をさせていただきます。議案関係参考資料の5ページのほうで細部説明をさせていただきます。

工事名が流動海水氷製氷施設設置工事ということで、ただいま町長が申し上げましたように仮設魚市場で使う氷の製氷施設でございます。流動海水氷というのはなかなか聞きなれないですけれども、海水をシャーベット状の氷にして、それで魚の鮮度を保つというそういうような製氷装置でございます。

工事場所につきましては、仮設魚市場でございますので、旭ヶ浦の8番地というところでございます。

工事概要でございますが、シャーベット状の海水氷、横文字で言いますとスラリーアイスと言うのだそうですけれども、これを1日30トン製造するという機械でございます。この氷をためておきます貯水タンク、あるいは海水氷の払い出し装置、それから計量管理システム等の設置でございます。

見積書の開封日でございますが、平成24年1月11日ということでございます。

契約方法でございますが、見積徴収による随意契約。この随意契約にした理由でございますが、この流動海水氷、1日30トンをつくる機能を持つこういう施設を扱っているところは国内に1社しかございませんので、随意契約にさせていただきました。

その見積書を徴収した業者に関しましては、日立造船株式会社東北支社ということでございます。

見積書の開封結果でございますが、1億1,428万円でございます。

契約保証金に関しましては、その10%ということで1,199万9,400円。

それから前払金でございますが、約40%の4,799万7,600円。

それから工事期間でございますが、本契約締結の翌日から平成24年3月21日までというこ

とで考えてございます。

施設の概要といいますか、6ページのほうに細かくて恐縮なんでございますが、平面図を載せてございます。6ページの下のほうが岸壁のほうにあたりまして、右のほうに機械の何といいますか、絵をかいてございます。仮設市場の横のほうでここに機械を設置いたしまして、取出口を内側に、魚市場の内部で2カ所、それから外側に2カ所というような設計を考えてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この製氷機、今魚に関しては鮮度が強く求められているわけですが、何といいますか、氷をこれから使っていく、鮮度保持のために使うということなんです。これは市場内だけで使うんですか、それとも販売というようなことはあるんですかね。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず第一義的には市場に水揚げされた魚が競りにかかるまでのその鮮度を保持するために市場内での取出口を2カ所設けてございまして、その後競りにかかって販売された後、今度は魚屋さんとか加工屋さんが箱に入れます。そのときにも鮮度の保持が必要になるでしょうし、あるいは加工工場等でも必要となる場合がございますので、ですから外部への取出口も2カ所設けておりまして、これに関しましては漁協にこれを管理してもらおうと考えておりますが、有料で販売するというそういうような形を考えておりますが、シャーベット状のアイスなものですから、魚をとるために船に積んでいくというのには似つかわしくなくて、短い期間で加工場まで運んでいくような、そういう鮮度保持のためには有効な氷だそうでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 日産30トンということで、いろいろ加工屋さん等の市場の仲買人さんたちが主に使うことになるのかなとは思いますが、お互い売るほう買うほう鮮度が保持されているということであれば、魚価にも影響が出てくるものかなと思うわけですが、これはこれから使っていく上で、例えば、今課長が言ったように漁船には向かないような話だけれども、使い方によってはあるいは向くかもしれない。そういう場合もやはり販売はできるというような形にしておいて、それでさらに、こういう状況ですので、とるほう買うほうお互いに逼迫しているわけでございますので、漁協のほうにもある程度指導をすると。

その指導は何かというと、海水氷というものは結構経費がかかるのですけれども、できれば格安で提供していただくよう、経費を度外視して格安にしろとは言わないから、こういう時期でもあるので、採算プラマイゼロぐらいで格安でやっていただくように指導することが大切かなと、そういうことを添えておきます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ご存じのとおり市場の運営は漁協のほうにお任せしておりますので、そしてこういう機械の設置は町のほうでやりますから、販売する際も機械の減価償却等含めた値段にするのではなくて、この機械を回すために電気代だとか、あるいは海水を汲み上げるためのポンプの電気代だとか、それらの部分でペイするような形での単価にするように、これは漁協のほうと、今具体的に1キログラム当たり何円とまだ決めておりませんが、その範囲で採算の合うような形で、これからもうけようという考えでの販売ではないということでございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 約1億1,200万円ですよね。これは随意契約、見積徴収。その随意契約の理由としては、日産30トンの氷をつくる会社が1社だけだというようなお話でありました。1日30トンというその根拠というのはどこから出してきたのか。25トンではだめなのか。あるいは40トンでもだめなのか。私は多分、何社かに見積りをとらせて、あるいはプロポーザルの入札方法かなと思っていたんですが、単なる1社しかいないからこれに決めたとか、これと契約したとか。逆を言えば、この業者を選ぶために、とらせるために30トンと明示したのかなと言われても不思議ではないのかなと思うんですよ、やり方がね。少し不透明さがあるのではないかと。高入札のやり方がね。その辺どうなんですか。

それから、シャーベット状の氷をつくるんだと。氷の質なんかは調べたんですか。この業者がおつくりになる氷の質、よそのメーカーさんと比較したりなんかしたんですか。ただ単なるトン数だけ、1日30トンというだけでこのような入札方法を選んだんですか。よそのメーカーは解けるまで同じ温度で1分かかった。このメーカーは30秒で解けた。でも1日に30トンはここだけだから決めたということなんですか。氷の質などはどのように調査したんですかね。どうも納得というか入札方法が不透明だなという感じがするんですが。いかがでしょう。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず1日30トン使うだろうというその目安に関しましては、中

卸業者の漁協のほうとの協議でございますが、これらのこういう海水氷をつくっているメーカーというのは国内には1社しかございませんで、この海水に含まれる塩分濃度というのは大体が3.5%ぐらいが通常なんでございますが、使う氷はその海水の濃度を15%ぐらいまで場合によっては高める必要がある場合もございます。

それから、氷の質でございますけれども、ご存じのとおり零度Cの氷になるというか、それ以上は冷えてはいかないんですけれども、それらの観点から、この機械に関しましては、そういうJ I S法で決められているその氷の質に合致しているということなものですから、私どものほうで直接それを調査したということではございませんが、そういうことでこの海水氷をつくる機械を導入したいということになりますと、今申しましたようなそういう塩分濃度だとかそれから氷の質等を勘察しますと、国内にはつくっているメーカーはここしかないということなものですから、必然的にここにならざるを得なかったというのがその経緯でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） どのメーカーもつくる氷はみなJ I S法とか何かでみな規格があつてのっしや。そういうものは合わない製品をつくるような機械はやっていないんですよ。皆さんどのメーカーのものも規格に合った氷をつくる機械を皆さん持っているわけです。私が言っているのは、なぜここで30トンなのかということ。1日25トンをつくるメーカーさんではなぜだめだったのか。いいんです、この会社に随意契約したというその説得力というか、もう少しあなるほど、と思うような内容の説明があつてもいいんじゃないかということなんです。その氷が零度でどうのこうの、そういうのはどこのメーカーも同じなんです。ただ、やり方によって解ける時間帯とかみんなそれぞれメーカーによって違いますから。それを言っているんですよ。だから氷の内容も調べたのかということをおは質問をしてるんです。そういうことも一切なくて、ただ単に1日30トン必要だから30トンつくるところはここしかないんだということだけではちょっと説得力が足りないのかということですよ。もう少し何かないですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今回当町では30トン規模の機械ということにしておりますが、国内で海水氷を日量1トン以上つくれるという機械を製造しておる会社はこの1社しかないんだそうです。ございません。それで25トンだとか30トンとかそれはもっと内場の規模の大きいところはもっと大きいんでしょうけれども、いずれにしても今申しましたようにある程

度の量以上をつくれる、1トン以上の海水氷をつくれるという機械をつくれるメーカーは国内に1社しかないということなものですから、必然的にここにならざるを得なかったという、そういうような経緯でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） だったら大体30トンつくれるのはここしかないというような最初の話だったからだから、25トンではなぜだめなのかという質問だったのであって、1トン以上をつくれる会社がここだけだということになれば、一発で了解するんです。

さらに、先ほど2番議員もお話がありました。漁船の方々がこれから夏場に向けて、突きん棒漁というのが出てくるわけですよ。やはりかなりの氷を積んでいかなければ漁ができない。この氷ですと、私もどれだけの細かい氷になるのか現物を見ていないからわかりませんが、突きん棒漁にあるいはイカ漁に持っていけるような氷にしてもらうことはできないのかどうか。先ほどの説明ですと、市場と買受人業者、加工屋さんたちが使うと。じゃ第一もとの漁船の方々、漁師さんたちが使えるものが果たしてどこでこれから調達するのかということになるんですよ。だから、この機械でもって漁船の方々が使えるような氷もできるのかどうか。何かの装置に手を加えればできるというのであれば、さらなる追加工事とかなどもやる必要があるのかなと。多分この状態のものを漁船漁業ではちょっと使えないのかと、今の段階でね、物を見ていないからちょっとわかりませんが、ぜひ漁師さんたちが使えるような氷も、せっかくやるんですからそれなども検討いただいて、ぜひそういった方面にも活用していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 議員の言われるように本来漁船のほうにも積んでいければいいんですけども、これは角張った氷じゃなくて、やはりシャーベット状の氷にしているものですから、ですから船の船倉だとかあるいは冷蔵庫とかに積みますと、そのシャーベット状のものが大きくかたくなってしまふ、あるいは低温の装置を持っていない船であればこれが解けてしまうという、そういうような性質なものですから、この現状のシステムでは余り長い時間氷の状態でもって保存させておくのが難しいんですが、またもう一つは、これをもっとかたくすればいいんじゃないかということなんですけれども、余りかたくしますと、今度は海水氷なものですから真水の部分とそれから塩分の部分とが分離してしまう、そういうような危険性もあるということで、それでシャーベット状にしているのが現状の有効に使える技術の範囲がそこまでだということなものですから、いずれそういう船に積んでいく場合、この市場

で出した氷の状態から若干解けるか、あるいはもっと船のほうでかたくして低温の状態を持っていくかによりますけれども、これを船に積めないという状態ではないんですが、それよりも長時間保存しておいて使う氷であれば、角張ったキュービックアイスのほうがよりいいのではなかろうかというのが、私どもというかいろんな経験者から聞いたお話のようでございます。ただ、これを漁船のほうに積んでいってだめだとか、漁船のほうには売らないということではないような状態にしたいと考えております。

角張った氷に関しましては、別途漁協のほうで市場のそばに販売用のものは用意してございます。ただし、それは海水が入ったものではなくて、従来どおりの真水の氷という形にしなければならないと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 財産の取得について

日程第7 議案第3号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第2号財産の取得について、日程第7、議案第3号財産の取得について、以上本2案は関連がありますので一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号及び議案第3号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、平成の森仮設住宅に設置を予定している集会所及び志津川自然の家仮設住宅に設置を予定している談話室の買取業務について、それぞれ南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西城 彰君） それでは細部説明をさせていただきます。議案関係参考資料の7ページをお開きください。

平成の森の仮設住宅集会所の買取業務ということで、ここに集会所の配置図がございます。ここにつきましては、歌津総合支所を現在工事しておりますけれども、その北側、林間広場の道路との間なんですけれども、ここに藤棚がございます、この藤棚を移設してここに集会所を設置するものでございます。集会所のタイプとしては、32坪タイプで面積的には103.7平米でございます。部屋は下の平面図がございますけれども、一応3室でございます。ホールが48.6平米、和室が6畳1つ、それから事務室、それから湯沸室とかトイレ、それから玄関の入り口にはスロープがそれぞれつきます。それから、この外部の工事といたしまして、幹線の電気の引き込み、あるいはその給水排水工事、ここは高さの関係で新たに浄化槽を今回設置して下水の処理をします。それから防犯灯を1基設置いたします。今回の納期につきましては、平成24年の2月20日まででございます。

続きまして、議案関係資料の8ページをお開きください。ここは志津川自然の家の仮設住宅の談話室でございます。それで、この位置図につきましては、ちょうど北側に自然の家に入る道路がございます。この入り口の駐車場の脇に談話室を設置するというところでございまして、タイプの的には12坪タイプです。面積的には37.9平米です。下に平面図がございますけれども、部屋は1室でございます、和室で畳15畳ということでございます。そのほかにトイレとか湯沸室、それから玄関の入り口に身障者用のスロープを設置しております。それから、外部の工事といたしまして、電気の幹線の引き込み、それから給排水工事。下水については既存の浄化槽に接続いたします。納期につきましては、平成24年2月20日まででございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括で行います。質疑ございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この予算を計上する際に当たりましての説明ですと、集会所、談話室を仮設住宅にこれまでなかったところに建設するというので、たしか7カ所かどこかに設置するというので予算をとったかと思うのですが、今回2カ所出されているんですけれども、あとの5カ所というのはいつごろできるのか。あるいは仮設住宅の方々が途中で要らないよということになったのか。その辺具体的にやるとすればいつごろになるのか。皆さん欲しいということで予算をとったわけですからね。その辺どうなっているんですか。

それから、これもまた随意契約ですね、見積でね。これも何ですか、1日30トンじゃないけれども、何か特別な理由があって随契になったんですかね。その辺いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅でございますけれども、前回議決していただいた箇所については6カ所でございます。6カ所。そのうち4カ所につきましては、既に契約をしております。これは予定価格が700万円以下なものですから、今回議会の議決には付さないような形になります。それで、その4カ所につきましては大久保の談話室です。これにつきましては、北都ハウスというメーカーでございますけれども、納期は平成24年の2月20日でございます。それから廻館の仮設住宅の談話室でございます。これは山庄建設でございます、納期につきましては平成24年3月20日でございます。それから伊里前小学校談話室これにつきましても山庄建設でございます。納期につきましては平成24年3月20日、それから歌津中学校の談話室、これも山庄建設でございます。納期につきましては、3月20日というふうなことで今回6件仮設住宅を整備いたします。

それから、随意契約ということなんですけれども、実はこれにつきましては仮設住宅の買取業務、県それから町でやってきましたけれども、すべて随意契約でやってきております。やはり災害救助で県とプレハブ協会とそういう協定を結んでいて、納期が1カ月ということで、すべて部材とかそういうものをきちんと用意していないと施工できないということで、随意契約でやってきた経緯がございます。

今回につきましては、地元の業者に契約を実は打診しておったところなんですけれども、地元の業者あるいは森林組合連合会、こちらのほうはなかなかこれ以上手が回らないということで、プレハブ協会のほうからやれる業者、こういったところで契約に至った次第でござ

います。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 予算を取ったのは6カ所ということで、ほかの4カ所については発注済みだというようなお話で、だったらここに工事関係資料としてやっぱり出すべきではなかったのかな。行政報告の中であるでしょう、いろんな入札の工事の関係の結果というか。これにないから「いつやったんだべ、どうなったんだべ」ということで質問になったわけですからね。きちんとこういうのも出しておくべきではなかったのかなと思うんです。

それから、随意契約については、県とプレ協との中でやっているということで、従来もそうだったから今回もそうだというようなお話ですが、この業者しかできないという内容のものではないものですから、町が入札というか契約を結ぶんでしょからね。だからもう少し透明性のある入札方法が必要なのかなと思うんですね。やっぱり見積りは何社ぐらい、1社しかやらなかったんですか、そうしますと。1社にだけ見積りをとって契約したという形なんですか。何社からとって値段の少ないほうを選んだとかというやり方をしたのか。それとも1社だけなのか。その辺いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 前段で行政報告との関係で質問がございましたが、行政報告の入札結果はこれまで工事関係、それと委託料ということで入札結果として報告をさせていただいております。

今回の場合は、18節の備品購入でございますので、議案参考資料には掲載しなかったということでございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 実は3社からは見積徴収を進めましたけれども、2社ができないということで辞退をしております。これは自然の家のほうです。

それから、平成の森については、3社とも見積りの提出を辞退されました。それでプレハブ協会のほうに、もう一度再見積徴収ということで今回の業者1社に至っております。なかなかこの時期になりますと、そのもちろん抱えている資材もありますし、輸入している会社につきましてはなかなかコストが高くなりますし、それと納期の関係でなかなか工期内に受注しても完成ができない。それから、現在相当職人が不足しておりますので、実際の納期中で職人がなかなか確保できていない。そういう現実の中で、やはりやれる業者というものがおのずから決まってきたというのが実態でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14 番（三浦清人君） 備品購入ということで入札関係の資料には載せなかったということ、それは了承しました。

時期的にというか、こういう震災時ですからいろんな業者さん大変な時期であるということ、は私たちもわかるわけなんです、ただ予算をやるからということで予算をとって、これまでの期間かなりあるわけですよ。だから、事情もわからないわけではないですが、それを早めて、住民のために早く建てて皆さんに使ってもらおうというのが皆さん方の仕事なんです、早くね。予算をまだとらないんじゃない、とっているんだから。とって一日も早く皆さんに提供するというのが皆さんの仕事なわけですから。だから、事情が事情だということもわかりますけれども、やはりもう少し努力が必要なのかなというような感じがいたします。

町長はよくスピード感を持ってという言葉を再三にわたって使っているわけです。しゃべり方だけがスピード感ではだめなんです。中身が伴わないとね。おしゃべりする速度がスピードアップしただけではだめなの。中身をスピードアップしないとだめなんですからね。ですから、その辺あたりもきちっと、お言葉だけではなく実行を伴っていただきたいということです。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。これもちまして平成 24 年第 1 回南三陸町臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

午後 0 時 0 3 分 閉会